

群馬県の生活環境を保全する条例施行規則の一部改正について

令和 6 年 2 月 8 日 環境森林部環境保全課

1 改正の趣旨

令和 6 年 1 月に排水基準を定める省令及び水質汚濁防止法施行規則が改正され、六価クロム化合物の排水基準値等の変更及び大腸菌群数から大腸菌数への排水基準の項目変更が行われる。これを踏まえ、「群馬県の生活環境を保全する条例施行規則」の所要の改正を行う。

2 改正の概要

(1) 水質汚濁防止法施行令、同法施行規則及び排水基準を定める省令の改正

＜六価クロム化合物に係る改正＞

(令和 6 年 4 月 1 日施行、令和 6 年 9 月 3 0 日まで現有施設への経過措置あり)

基準の種類	改正後	改正前
排水基準	0.2 mg/L	0.5 mg/L
地下水の浄化命令に関する浄化基準	0.02 mg/L	0.05 mg/L

＜大腸菌群数に係る改正＞

(令和 7 年 4 月 1 日施行)

基準の種類	改正後	改正前
排水基準	大腸菌数: 800 CFU/mL	大腸菌群数: 3,000 個/cm ³

(2) 群馬県の生活環境を保全する条例施行規則の改正 (案)

水質汚濁防止法との整合を図るため、水質特定施設に係わる特定排水規制基準 (条例第 3 1 条第 1 項・規則第 2 1 条第 1 項)、水質浄化基準 (条例第 4 4 条第 1 項・規則第 2 7 条第 2 項) について、(1) と同様に改正を行う。

＜六価クロム化合物に係る改正＞

(令和 6 年 4 月 1 日施行、令和 6 年 9 月 3 0 日まで現有施設への経過措置あり)

基準の種類	改正後	改正前
特定排水規制基準 ^{※1}	0.2 mg/L	0.5 mg/L
水質浄化基準 ^{※2}	0.02 mg/L	0.05 mg/L

＜大腸菌群数に係る改正＞

(令和 7 年 4 月 1 日施行)

基準の種類	改正後	改正前
特定排水規制基準 ^{※1}	大腸菌数: 800 CFU/mL	大腸菌群数: 3,000 個/cm ³

なお、条例第 3 1 条第 1 項及び第 4 4 条第 1 項の規定に基づく規則を変更するときは、環境審議会の意見を聴かなければならないとされている (条例第 1 2 4 条)。

【基準の種類について】

※ 1 特定排水規制基準：群馬県の生活環境を保全する条例の規制対象である「水質特定事業場」から排出される水に適用される基準。

※2 水質浄化基準 : 知事は、水質特定事業場において水質有害物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときに地下水の水質の浄化のための措置を命じることができる。条例においては、水質有害物質の種類ごとに浄化基準を定め、当該基準を達成することを求めている。

3 今後の予定

令和5年度	2月：水質部会での審議・環境審議会の答申、パブリックコメントの実施 3月：「群馬県の生活環境を保全する条例施行規則の一部を改正する規則」 (案)の決定・公布
令和6年度	4月1日：施行（六価クロムに係る部分）
令和7年度	4月1日：施行（大腸菌数に係る部分）

群馬県の生活環境を保全する条例施行規則改正案 新旧対照表

改正後	改正前																
<p>(特定排水規制基準)</p> <p>第二十一条 条例第三十一条第一項に規定する特定排水規制基準は、水質有害物質による特定排水の汚染状態については別表第八の上欄に掲げる水質有害物質の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとし、その他の特定排水の汚染状態については別表第九の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>2 前項の特定排水規制基準（ホルムアルデヒドに係る特定排水規制基準を除く。）にあつては水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三条第一項に規定する排水基準に係る検定方法によって、ホルムアルデヒドに係る特定排水規制基準にあつては日本工業規格K〇-〇二の二十九・一に定める方法によって検定した場合における検出値によるものとする。</p> <p>別表第八（第二十一条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">水質有害物質の種類</th> <th style="width: 70%;">許容限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">～略～</td> </tr> <tr> <td>六価クロム化合物</td> <td style="color: red;">一リットルにつき六価クロム〇・ニミリグラム</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">～略～</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 「検出されないこと。」とは、水質汚濁防止法第三条第一項に規定する排水基準に係る検定方法により特定排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。</p>	水質有害物質の種類	許容限度	～略～		六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム〇・ニミリグラム	～略～		<p>(特定排水規制基準)</p> <p>第二十一条 条例第三十一条第一項に規定する特定排水規制基準は、水質有害物質による特定排水の汚染状態については別表第八の上欄に掲げる水質有害物質の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとし、その他の特定排水の汚染状態については別表第九の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>2 前項の特定排水規制基準（ホルムアルデヒドに係る特定排水規制基準を除く。）にあつては水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三条第一項に規定する排水基準に係る検定方法によって、ホルムアルデヒドに係る特定排水規制基準にあつては日本工業規格K〇-〇二の二十九・一に定める方法によって検定した場合における検出値によるものとする。</p> <p>別表第八（第二十一条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">水質有害物質の種類</th> <th style="width: 70%;">許容限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">～略～</td> </tr> <tr> <td>六価クロム化合物</td> <td style="color: red;">一リットルにつき六価クロム〇・五ミリグラム</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">～略～</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 「検出されないこと。」とは、水質汚濁防止法第三条第一項に規定する排水基準に係る検定方法により特定排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。</p>	水質有害物質の種類	許容限度	～略～		六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム〇・五ミリグラム	～略～	
水質有害物質の種類	許容限度																
～略～																	
六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム〇・ニミリグラム																
～略～																	
水質有害物質の種類	許容限度																
～略～																	
六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム〇・五ミリグラム																
～略～																	

改正後

(特定排水規制基準)

第二十一条 条例第三十一条第一項に規定する特定排水規制基準は、水質有害物質による特定排水の汚染状態については別表第八の上欄に掲げる水質有害物質の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとし、その他の特定排水の汚染状態については別表第九の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

2 前項の特定排水規制基準（ホルムアルデヒドに係る特定排水規制基準を除く。）にあっては水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三条第一項に規定する排水基準に係る検定方法によって、ホルムアルデヒドに係る特定排水規制基準にあっては日本工業規格K〇—〇二の二十九・一に定める方法によって検定した場合における検出値によるものとする。

別表第九（第二十一条関係）

項目	許容限度
～略～	
大腸菌数（単位 一ミリリットルにつきコロニー形成単位）	日間平均八〇〇
～略～	

備考

- 「日間平均」による許容限度は、一日の特定排水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- この表に掲げる特定排水規制基準は、一日当たりの平均的な特定排水の量が一〇立方メートル以上である工場又は事業場に係る特定排水について適用する。
- 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての特定排水規制基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る特定排水については適用しない。
- 生物化学的酸素要求量についての特定排水規制基準は、湖沼以外の公共用水域に排出される特定排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての特定排水規制基準は、湖沼に排出される特定排水に限って適用する。
- 窒素含有量についての特定排水規制基準は、利根川水系に係る河川及びこれに流入する公共用水域に排出される特定排水に限って適用する。

改正前

(特定排水規制基準)

第二十一条 条例第三十一条第一項に規定する特定排水規制基準は、水質有害物質による特定排水の汚染状態については別表第八の上欄に掲げる水質有害物質の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとし、その他の特定排水の汚染状態については別表第九の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

2 前項の特定排水規制基準（ホルムアルデヒドに係る特定排水規制基準を除く。）にあっては水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三条第一項に規定する排水基準に係る検定方法によって、ホルムアルデヒドに係る特定排水規制基準にあっては日本工業規格K〇—〇二の二十九・一に定める方法によって検定した場合における検出値によるものとする。

別表第九（第二十一条関係）

項目	許容限度
～略～	
大腸菌群数（単位 一立方センチメートルにつき個）	日間平均三、〇〇〇
～略～	

備考

- 「日間平均」による許容限度は、一日の特定排水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- この表に掲げる特定排水規制基準は、一日当たりの平均的な特定排水の量が一〇立方メートル以上である工場又は事業場に係る特定排水について適用する。
- 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての特定排水規制基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る特定排水については適用しない。
- 生物化学的酸素要求量についての特定排水規制基準は、湖沼以外の公共用水域に排出される特定排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての特定排水規制基準は、湖沼に排出される特定排水に限って適用する。
- 窒素含有量についての特定排水規制基準は、利根川水系に係る河川及びこれに流入する公共用水域に排出される特定排水に限って適用する。

改正後

改正前

(地下水の水質の浄化に係る措置命令等)
 第二十七条 (略)
 2 条例第四十四条第一項の必要な限度は、地下水に含まれる水質有害物質の量について別表第十の上欄に掲げる水質有害物質の種類ごとに同表の下欄に掲げる基準値(以下「水質浄化基準」という。)を超える地下水に関し、次の各号に掲げる地下水の利用等の状態に応じて当該各号に定める地点(以下「水質測定点」という。)において当該地下水に含まれる水質有害物質の量が水質浄化基準を超えないこととする。ただし、同項又は同条第二項の命令を二以上の水質特定事業場の設置者又は設置者であった者に対して行う場合は、当該命令に係る地下水の測定点における測定値が水質浄化基準を超えないこととなるようにそれらの者の水質特定事業場における水質有害物質を含む水の地下への浸透が当該地下水の水質の汚濁の原因となると認められる程度に応じて定められる当該地下水に含まれる水質有害物質の量の削減目標(以下「削減目標」という。)を達成することとする。
 一から四まで (略)

(地下水の水質の浄化に係る措置命令等)
 第二十七条 (略)
 2 条例第四十四条第一項の必要な限度は、地下水に含まれる水質有害物質の量について別表第十の上欄に掲げる水質有害物質の種類ごとに同表の下欄に掲げる基準値(以下「水質浄化基準」という。)を超える地下水に関し、次の各号に掲げる地下水の利用等の状態に応じて当該各号に定める地点(以下「水質測定点」という。)において当該地下水に含まれる水質有害物質の量が水質浄化基準を超えないこととする。ただし、同項又は同条第二項の命令を二以上の水質特定事業場の設置者又は設置者であった者に対して行う場合は、当該命令に係る地下水の測定点における測定値が水質浄化基準を超えないこととなるようにそれらの者の水質特定事業場における水質有害物質を含む水の地下への浸透が当該地下水の水質の汚濁の原因となると認められる程度に応じて定められる当該地下水に含まれる水質有害物質の量の削減目標(以下「削減目標」という。)を達成することとする。
 一から四まで (略)

別表第十(第二十七条関係)

別表第十(第二十七条関係)

水質有害物質の種類	基準値
～略～	
六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム〇・〇ニミリグラム
～略～	

水質有害物質の種類	基準値
～略～	
六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム〇・〇五ミリグラム
～略～	

備考 「検出されないこと。」とは、水質汚濁防止法施行規則第九条の四の規定に基づく測定方法により地下水の汚染状態を測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

備考 「検出されないこと。」とは、水質汚濁防止法施行規則第九条の四の規定に基づく測定方法により地下水の汚染状態を測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、別表第九の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。</p> <p>2 この規則の施行の際現に設置されている水質特定事業場（設置の工事がなされているものを含む。）から排出される特定排出水の六価クロム化合物についての特定排出水規制基準は、令和六年九月三十日までの間は、改正後の別表第八の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>	

水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令案の概要

令和 5 年 10 月
環境省水・大気環境局

1. 経緯・背景

令和 4 年 4 月、環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目である「六価クロム」については、新たな知見を踏まえ、環境基準値の変更が行われた。また、生活環境の保全に関する環境基準の項目である「大腸菌群数」については、簡便な大腸菌の培養技術が確立されたことを踏まえ、よりの確にふん便汚染を捉えることができる指標である「大腸菌数」に見直された。

こうした環境基準の見直し状況を踏まえ、公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止するため、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る基準を定めている以下の省令に関して、所要の改正を行う。

2. 改正案の概要

(1) 水質汚濁防止法施行規則（昭和 46 年総理府・通商産業省令第 2 号）の改正
水質汚濁防止法施行規則第 9 条の 3 第 2 項において定める地下水の水質の浄化措置命令に関する浄化基準のうち、「六価クロム化合物」について 0.02 mg/L に改める。

(2) 排水基準を定める省令（昭和 46 年総理府令第 35 号）の改正
排水基準を定める省令第 1 条において定める排水基準のうち、別表第 1 に掲げる「六価クロム化合物」に係る許容限度を 0.2 mg/L に改める。

また、同基準のうち、別表第 2 に掲げる「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改め、同項目に係る許容限度を 800CFU（コロニー形成単位）/mL に改める。

なお、「六価クロム化合物」に係る排水基準について、電気めっき業に属する特定事業場からの排出水には、暫定排水基準として 0.5 mg/L を 3 年間適用する。

3. 根拠法令条項

- ・水質汚濁防止法第 3 条第 1 項、第 14 条の 3 及び第 27 条

4. 施行日（予定）

公 布 : 令和5年12月

施 行 : 令和6年4月1日（六価クロム化合物に係る改正）

令和7年4月1日（大腸菌群数に係る改正）

経過措置：排水基準を定める省令の一部を改正する省令の施行の際、現に設置されている水質汚濁防止法第2条第2項の特定施設（設置の工事がなされている施設を含む。）を設置する特定事業場の排水の六価クロム化合物についての排水基準は、この省令の施行の日から6月間（当該施設が水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第3に掲げる施設である場合にあっては、1年間）は、なお従前の例によることとする。

省

令

○農林水産省
国土交通省 令第一号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第二十四条第三項の規定に基づき、地すべり等防止法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
令和六年一月二十五日

農林水産大臣 坂本 哲志
国土交通大臣 斉藤 鉄夫

地すべり等防止法施行規則の一部を改正する省令
建設省 令第一号）の一部を次のように改正する。

次表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

（利害関係人の意見の聴取）
第九条 法第二十四条第二項の規定による意見の聴取は、関連事業計画の案を当該市町村の事務所において三十日間公衆の縦覧に供してするものとする。

（利害関係人の意見の聴取）
第九条 法第二十四条第二項の規定による意見の聴取は、関連事業計画の案を市町村の事務所において三十日間公衆の縦覧に供してするものとする。

2・3（略）

2・3（略）

（関連事業計画の公表）

（関連事業計画の公表）

第十条 法第二十四条第三項の関連事業計画の内容の公表は、当該計画を作成し、又は変更した日から一週間以内に、当該内容を当該市町村の事務所に掲示するとともに、当該市町村のウェブサイトに掲載して行うものとする。

第十条 法第二十四条第四項の関連事業計画の内容の公表は、当該計画を作成し、又は変更した日から一週間以内に、当該内容を市町村の事務所に掲示して行うものとする。

附則

この省令は、令和六年三月三十一日から施行する。

○環境省 令第四号

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三条第一項、第十四条の三第一項及び第七条の規定に基づき、水質汚濁防止法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
令和六年一月二十五日
環境大臣 伊藤信太郎

（水質汚濁防止法施行規則の一部改正）

第一条 水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年通商産業省令第二号）の一部を次のように改正する。次表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

別表第二（第九条の三関係）

別表第二（第九条の三関係）

有害物質の種類 (略)	基準値
----------------	-----

有害物質の種類 (略)	基準値
----------------	-----

備考 (略)	六価クロム化合物	一リットルにつき 六価クロム 〇・〇二ミリグラム
	(略)	(略)

備考 (略)	六価クロム化合物	一リットルにつき 六価クロム 〇・〇五ミリグラム
	(略)	(略)

（排水基準を定める省令の一部改正）
第二条 排水基準を定める省令（昭和四十六年総理府令第三十五号）の一部を次のように改正する。次表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

別表第一（第一条関係）

別表第一（第一条関係）

有害物質の種類
許容限度

有害物質の種類
許容限度

(略)

(略)

(略)

(略)

六価クロム化合物

一リットルにつき
六価クロム
〇・二ミリグラム

六価クロム化合物

一リットルにつき
六価クロム
〇・五ミリグラム

(略)

(略)

(略)

(略)

備考
(略)

備考
(略)

別表第二（第一条関係）

別表第二（第一条関係）

項目
許容限度

項目
許容限度

(略)

(略)

(略)

(略)

大腸菌数

日間平均八〇〇

大腸菌群数

日間平均三、〇〇〇

(単位 一ミリリットルにつきコロニー形成単位)

(略)

(単位 一立方センチメートルにつき個)

(略)

備考
(略)

備考
(略)

備考 (略)	項目	許容限度
	(略)	(略)

備考 (略)	項目	許容限度
	(略)	(略)

附則

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条別表第二の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。

第二条 附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類につき同表の中欄に掲げる業種に属する特定事業場（水質汚濁防止法（以下「法」という。）第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下同じ。）から公共用水域に排出される水（以下「排出水」という。）の法第三条第一項に規定する排水基準（以下単に「排水基準」という。）は、この省令の施行の日から三年間は、この省令による改正後の排水基準を定める省令（以下「改正後の省令」という。）第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

2 前項の規定の適用については、当該特定事業場に係る汚水等を処理する事業場については、当該特定事業場の属する業種に属するものとみなす。

3 第一項に規定する排水基準は、改正後の省令第二条の環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

第三条 この省令の施行の際現に設置されている法第二条第二項の特定施設（設置の工事がなされている施設を含む。）を設置する特定事業場の排出水の六価クロム化合物についての排水基準は、この省令の施行の日から六月間（当該施設が水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第三に掲げる施設である場合にあつては、一年間）は、改正後の省令第一条及び前条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四条 この省令の施行前にした行為及び前条においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則別表

有害物質の種類	業種	許容限度
六価クロム化合物 （単位 リットルにつきミリグラム）	電気めつき業	〇・五

備考 中欄に掲げる業種に属する特定事業場（水質汚濁防止法第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。）が同時に中欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合においては、当該特定事業場から排出される排出水の六価クロム化合物に係る排出基準については、下欄に掲げるものを適用する。

告 示

〇消費者庁告示第二号

消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十七条第二項の規定に基づき、別表に掲げる者について適格消費者団体の認定の有効期間の更新をしたので、同条第六項の規定により準用する同法第十六条第一項の規定に基づき公示する。

令和六年一月二十五日 消費者庁長官 新井ゆたか

別表（適格消費者団体名簿）

適格消費者団体の名称	適格消費者団体の住所	差止請求関係業務を行う事務所の所在地	認定の有効期間の更新をした日
NPO法人消費者支援ネットワークくまもと	熊本市中央区出水二丁目5番8-205号	熊本市中央区出水二丁目5番8-205号	令和六年一月九日

〇総務省告示第十八号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項第三号の基幹統計として次のように指定したので、同法第七条第二項の規定に基づき公示する。

令和六年一月二十五日 総務大臣 松本 剛明

- 名称 サービス産業動態統計
- 作成目的 サービス産業の事業活動の動態を明らかにすることを目的とする。
- 作成者 総務大臣
- 作成方法 専ら統計調査の方法により作成する。

附則

この指定は、公示の日から効力を生ずる。

〇総務省告示第十九号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第三条第一項に規定する総務大臣の定める区分は、次の表の上欄に掲げる区分とし、同項に規定する総務大臣の定める額は、当該区分に応じ同表の下欄に定める額とし、令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に締結される調達契約について適用する。

令和六年一月二十五日 総務大臣 松本 剛明

区 分	額
物品等の調達契約	三千六百万円
特定役務のうち建設工事の調達契約	二十七億二千万円
特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約	二億七千万円
特定役務のうち右記以外の調達契約	三千六百万円

〇法務省告示第十六号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

令和六年一月二十五日 法務大臣 小泉 龍司

住所 神奈川県鎌倉市浄明寺4丁目7番31号 本リヒ・ミチオ 平成18年2月13日生	住所 川崎市高津区向ヶ丘21番地3 ムハヤド・ハルーン 平成6年2月27日生
住所 兵庫県中頭郡北谷町字浜川116番地 フレックス・ライアン・カーウ 平成3年11月14日生	住所 東京都江戸川区西葛西6丁目5番4-1-302号 東京 昭和三十七年12月12日生
住所 岐阜県高山市片野町5丁目670番地 趙昌秀 昭和48年1月2日生	住所 富山県中新川郡上市町上釜田3丁目39番地 宋碧婉 昭和37年11月25日生
住所 岐阜市花園町6番地2 グエン・バン・ルアット 昭和59年3月15日生	住所 奈良市あやめ池南6丁目5番41-410号 黄鶴婷 平成4年8月27日生
住所 エン・ボン・ハイ 平成24年8月2日生	住所 京都市伏見区醍醐江奈志町10番地143 サリム・ハビブ・ガニ 昭和32年8月26日生
住所 エン・フオン・アイン 平成27年11月4日生	住所 東京都豊島区要町3丁目28番6号 陳怡均 昭和63年11月10日生
住所 グエン・トゥン・ソン 令和4年4月28日生	住所 東京都目黒区自由が丘2丁目2番19-101号 民媛 昭和58年8月5日生
住所 東京都中央区晴海1丁目8番5-503号 アリチャム・トウエルドフ 平成6年2月15日生	住所 東京都港区白金台1丁目4番19-401号 モフナイ・タバタハイ・ハムツト 昭和60年4月7日生